



2024年6月25日

各 位

会社名 サンフロンティア不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 齋藤清一
(コード番号： 8934 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 経営企画部長 平原健志
TEL：03-5521-1551

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 16,231株
(3) 処分価額	1株につき1,941円
(4) 処分価額の総額	31,504,371円
(5) 割当予定先	取締役6名 16,231株 ※監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2022年6月21日開催の第23回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して、年額36百万円以内の株式報酬枠を設定すること、割り当てる普通株式の総数として年間5万株を上限とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役6名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の役位、職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計31,504,371円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式16,231株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2024年7月25日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日（当該日より、以下に定義する本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点（2025年7月1日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職した日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。また、対象取締役が、本役務提供期間経過後、本割当株式の払込期日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点までに、死亡その他当社が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合は、当該退任日又は退職日の翌日をもって、対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,941円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上